

終身会員規定

(目的)

第1条 この規定は日本磁気学会細則第8条4項、並びに会員規定第10条8項に基づく終身会員について定める。

(種別)

第2条 終身会員は呼称であって会員種別ではない。

(権利義務)

第3条 終身会員は正会員と同様の権利義務を有する。

(資格)

第4条 終身会員の資格は、正会員のうち、以下を全て満たした者が有する。

- イ) 満58歳以上の者
- ロ) 正会員に通算で10年以上在籍した者
- ハ) 在会中の会費を全納した者

(申請・特典)

第5条 終身会員には、満58歳となる年度より申請でき、申請した翌年度以降の年会費が免除される。

(納付額)

第6条 終身会員を希望する者は、以下の額を一括納付するものとする。

年齢*	納付額
満58歳～63歳	70,000円
満64歳以上	40,000円

*申請した翌年4月1日時点の年齢

(改廃)

第7条 本規定の改廃は理事会の議決により実施する

(付則)

令和6年5月27日制定、施行